

第63回学長選考会議記録

日 時 令和2年11月19日（木）16:08～17:00

場 所 柏原キャンパス事務局棟4F大会議室

出席者 小川，塚本，橋本，濱中，赤木，家近，加賀田，町頭，新津

陪席者 窪田監事，溝上監事

開会に先立ち，前回の議事録の確認が行われた。

議題（1）大学総括理事等の設置の有無について

事務局より資料に基づいて説明が行われた。審議の結果，本学に理事長，大学総括理事は置かないことが了承された。

議題（2）学長の任期等について

事務局より資料の説明が行われた。私立大学では基本的に任期に限りはない，経営陣の任期は長い方が運営は安定するだろうが，国立大学と私立大学の性質的な違いもあるだろう，との意見があった。審議の結果，現行どおり（任期は4年，再任の回数は原則1回で，学長選考会議が特に必要と認める場合に限り，2回の再任を可。引き続き8年を超えて在任することはできない。）とすることが了承された。

議題（3）学長の業績評価について

① 令和元年度（第2期2年目）学長業績評価について

令和元年度（第2期2年目）学長業績評価について，事務局より資料の説明があり，原案どおり，昨年度と同じ評価方法によることが了承された。

② 令和2年度（第3期）以降の学長業績評価の在り方について

令和2年度（第3期）以降の学長業績評価の在り方について，事務局より資料の説明があり，意見交換の後，原案どおりのスケジュールで実施することが了承された。次回，規程案を確認のうえ，具体的な方法を審議することとなった。

<主な意見>

- ・これまで評価に際して，国立大学法人評価委員会が公表する本学の年度評価も参考にして評価していたが，年度によってはそれを用いずに評価することになるのか。
- ・国立大学法人評価委員会が公表する本学の年度評価は翌年の12月頃に出されるものなので，原案の評価スケジュールでは間に合わないことになる。他大学でも，必ずしも必須とされてはいない。

- ・所信表明の中から評価項目を設定することは、毎年行うのか、中間報告の時だけなのか。毎年するのであれば、今までどおり、所信表明の項目の進捗状況を確認できることになる。
- ・ガバナンス・コードも踏まえ、中間評価をやった方がよい。仮に任期が4年であれば、2年目に中間の評価をするべき。そうすると、2年目の年度評価と時期が重なり、効率的ではないので、2年目のヒアリングを行わず、3年目の6月に中間評価を行う、というのが原案である。

議題（４）「国立大学法人大阪教育大学学長解任規程」の一部改正及び「国立大学法人大阪教育大学学長の解任申出手続に関する細則」の制定について

「国立大学法人大阪教育大学学長解任規程」の一部改正及び「国立大学法人大阪教育大学学長の解任申出手続に関する細則」の制定について、事務局より資料に基づいて説明が行われ、原案どおり了承された。

議題（５）その他

- ・審議スケジュールについて
事務局から資料に基づいて、次回以降の審議スケジュールに関して説明が行われた。